

関係団体の長 様

佐賀県民環境部環境課長

改正大気汚染防止法に係る「解体等工事に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策の手引」及び「チラシ」の改訂について（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。  
大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が、令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日から順次施行されることとなりましたが、令和4年4月1日からは事前調査結果の報告が施行されることとなっています。

このため、県では、下記の発注者及び建設・解体業者向け手引及びチラシを改訂し、県ウェブサイトに掲載しました。

については、建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事に当たり、手引及びチラシを御利用いただくとともに、貴会員への周知をお願いします。

#### 記

#### ■ 手引及びチラシ（改訂版）

- ・ 解体等工事に係る石綿飛散防止対策の手引～大気汚染防止法の留意事項～
- ・ 解体等工事に係る石綿飛散防止対策の手引～大気汚染防止法の留意事項～（災害時の取扱いを含む。）  
※ 災害時において倒壊・損壊した、又は倒壊・損壊のおそれのある建築物等の状況等により、平常時の対応が困難な場合の取扱いを追記（点線囲み部分）したものの。
- ・ チラシ「建築物・工作物の解体・改造・補修工事では石綿（アスベスト）の事前調査、調査結果の報告・掲示等が必要です」

#### ■ 県ウェブサイト掲載場所

[http://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00347880/index.html](http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00347880/index.html)



担 当	大気・水質担当	野口、野田
電 話	0952-25-7774	
F A X	0952-25-7783	
E-mail	kankyou@pref.saga.lg.jp	

(送付先)

- ・ 佐賀県建設業協会
- ・ 建設業協会佐賀
- ・ 杵島建設業協会
- ・ 神埼建設業協会
- ・ 藤津建設業協会
- ・ 鳥栖建設業協会
- ・ 佐賀県建築士会
- ・ 伊万里建設業協会
- ・ 小城建設業協会
- ・ 佐賀県産業循環協会
- ・ 佐賀県解体・リサイクル協議会
- ・ 佐賀県ビルメンテナンス協会
- ・ 佐賀県石材工業協同組合
- ・ 佐賀県建設労働組合連合会
- ・ 唐津地方建設組合
- ・ ① (一財) 佐賀県産業医学協会
- ・ ② (一財) 佐賀県環境科学検査協会
- ・ ③ 藤井環境調査測定センター
- ・ 以上三者 (日本作業環境測定協会 佐賀分会会員)
- ・ 佐賀県建造物解体業連合会
- ・ 唐津建設業協会
- ・ 一般社団法人佐賀県土木協会
- ・ 公益財団法人佐賀県建設技術支援機構
- ・ 佐賀県冷凍設備保安協会
- ・ 西日本冷凍空調工業会